

●香川県告示第284号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年6月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指定年月日	名 称	所 在 地
平成21年5月1日	医療法人社団仁誓会 たかしま耳鼻咽喉科医院	観音寺市植田町1010番地
平成21年5月1日	医療法人社団 もり内科	小豆郡小豆島町西村甲1468番地1
平成21年5月14日	松浦こどもメンタルクリニック	綾歌郡宇多津町浜6番丁78番12
平成21年5月1日	NPあゆみ調剤薬局	丸亀市津森町239-59
平成21年5月1日	ナショナル薬局 みの	三豊市三野町大見甲3623-2